

保險会社の支店次長の千着分の 服地買受と表見代理の成否

岡 本 善 八

商品売掛代金請求控訴事件、名古屋高裁昭三〇(㊦)三二一〇号、昭34・8・3第二部判決、取消自判、原審名古屋地裁判例時報一九九号三三頁

【参照条文】 商法四二条、民法一一〇条。

【事実】 被控訴会社たる生命保險会社の支店次長中野茂夫および支店係長三上重次郎は、三上および支店の保險募集成績をあげるため架空の保險契約を仮装したことにより生じた負債の資金調達方法として、熱田支店長名義の偽造手形を發行し、或は右手段によって物品を買入れ之を現金化してその穴埋をなさんとして控訴会社より綿ギャバジン七千五百ヤールを代金百四十六万二千五百円にて買入れ、ついで三上は既に偽造した被控訴会社熱田支店長名義の同額の約束手形と引換えに綿ギャバジン同量の出荷差圖書を受取った。被控訴会社従業員棚橋美智雄は、契約締結に当り被控訴会社熱田支店に直接出向いて契約の真偽を確かめたのであるが、既に三上と共謀していた中野次長は支店長不在の為自ら棚橋に面接し、取引を承認すると共に、従業員の福利厚生のために服地を買受けるものであること、代金は縫製して現品を従業員各本人に交付した後本人から支払を受けて支払うから、支払期日を四十五

日先の手形とすべきこと、尚数量が多いのは熱田支店のみならず東海地区の支店等の従業員等に配給するものであると虚構の事実を告げて同人を信用せしめ結局控訴会社をして本件契約締結を決意せしめた。なお棚橋は右手形を受取ると共に帰途直ちに右手形の支払場所たる帝国銀行上前津支店に赴き手形に押捺されている印鑑が銀行届出の印鑑なることを確めている。(この事実関係は判決理由より摘出したものである)。

【判旨】 原判決を取消し、控訴人の主張を認容。

一 「被控訴会社が生命保険業を目的とする会社であることは前記の通りであるが、右の目的を達するため客観的に抽象的に観察して必要な行為はすべて会社の目的の範囲内のものといわねばならない。而して生命保険会社と雖も従業員の福利厚生のために繊維品の購入をなすこともあり得ることであつて敢て怪しむに足りない。只その数量が会社の規模と比較してあまりに多量に上るときは会社の目的の範囲内の行為ということが出来ないこと被控訴人の主張の通りといわねばならない。本件の場合においては……前記認定の数量を以てしては未だ会社の目的の範囲外の行為としてその行為能力を否認することが出来ないものといわねばならない」

二 「本件契約は後記認定の如く中野茂夫及三上重次郎の締結したものであり、同人等は被控訴会社熱田支店次長及係長であること前記の通りであるから商法第四十二条に該当するものではない」

三 「民法第一百十条に所謂表見代理である」か否かについては、「前記認定事実と中野及三上が被控訴会社熱田支店次長及係長である事実並当審証人……の証言によつて認め得る如く控訴会社は当時官庁、会社等より其の職員の福利厚生のため職員用の衣料品等相当まとまった数量の注文を受けたことがしばしばあり、本件においても熱田支店次長不在のため其の次長たる中野茂夫と直接面談してその用途、数量、代金支払方法等をたしかめた上で契約に応じたものであることを綜合して考察するときは被控訴会社が本件契約を締結するに当り中野等が被控訴会社の代理人と信じ

且かく信ずるにつき正当の事由があるものといわねばならぬ」

【評釈】 判決には賛成であるが、論旨に疑問がある。

一 判決理由は、生命保険業なる目的を達するため客観的抽象的に觀察して必要な行為はすべて会社の目的の範囲内従って会社の行為能力の範囲内のものといわねばならないとするが、明示的ではないがここにいわゆる目的の範囲内とは定款所定の目的と解しうる。更に直接には行為能力につき論ずるが、その真意は行為能力は権利能力の範囲によつて制限せられるとの前提を黙示的に採用しているものと解し得よう。その限りにおいては妥当である。ただ結果的にはさしたる差異はないが、理論構成の面からは周知の如く民法四三条が当然に適用又は類推適用せられるとの理論に立つ多数説と、定款所定の目的による制限は営利法人については適用せられないとする近年の有力説とが対立している。判旨は前説に立ち、かつその結果としてその数量が会社の規模と比較してあまりに多量に上るときは会社の目的の範囲内の行為ということが出来ないとする。要するに従来の判例の態度を踏襲した論理的帰結であるが、この点別の機会にふれた如く(同志社法学一、六号一〇七頁)、会社の権利能力従つてまた行為能力は定款所定の目的によつては制限されないものと解することが妥当であり、従業員の福利厚生のために繊維品の購入をなすに当りその数量があまりに多量に上るときに、会社に対し効力を生ずるか否かは、別に代理権限濫用につき悪意の者の問題として取扱わべき問題であると考えらる。

二 次に支店次長及係長が商法第四十二条にいわゆる表見支配人たるか否かを決定するに先立ち、ここにいわゆる保險会社支店長が支配人であるか否かが問題となる。認定事実によれば、「被控訴会社の熱田支店は……保險契約の募集、保險料其の他保險契約に基く金銭の授受、保險金及解約払戻金の支払、被保險者の選択及保險契約の締結、代理店の監督、支店の備品、事務用品等の買入（代金額三百円から五百円程度の小額のものに限る。高額のものは特に

本店の承認を必要とする。) 等の業務を遂行し支店長林一二は同支店の主任として支店の事務を統轄し支店職員を指揮監督して右業務を遂行する職務に従事し」たものと解せられる。かかる認定の下に判決理由は「本件の如き高額の取引をなす権限は一般的に認められていなかったものといわねばならないから本件取引を締結する代理権限は……支店長にもなかったものといわねばならない」とする。結論からすれば、かかる支店長は商法上の支配人に該当しないとするものと解し得る。支配人は、周知の如く、営業主に代つて営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有し、これに制限を加えても善意の第三者に対抗することはできない所謂支配権を有することは言を俟たないが(商三八)、然しその選任に當つて支配人たる明示の文言が用いられる場合は疑問の余地はないが、第三項の規定からすればかかる明示の文言が用いられることなく、しかも授權行為においてある種の内部的制限が加えられた支配人の選任が認められるのではないかと考えられる。この点については若干の躊躇を感じないではないが、客観的に營業に關する通常の裁判外の行為につき一般的代理権が与えられている場合は支配人選任行為ある場合に準ずべきではないかと考える。何が一般的代理権であるかについては、いわゆる特定事項に關する包括代理人(三四)との比較から決定しうる。この意味に於ては訴訟代理権なき、いわば準支配人を認めることになる。かかる見解を採るならば、認定事実を文字通り解すれば保險契約の締結のほか包括的代理権を有する以上、登記の有無を問わずこれを支配人に準ずることが妥当であり、従つて外部的には營業に關する一切の権限を有すると解すべきである。ただ権限濫用につき相手方が悪意たるか否かについてのみ別段の考慮を要することとなる。これらの点に於て判旨と見解を異にする。

次に支店長代理及係長が表見支配人となるか否かについては、係長がこれに該当しないことは論を俟たないが、支店長代理については銀行の支店長代理につきこれを否定する見解(昭二九・六・二二最高判、昭二六・二・二二最高判、昭二六・二・二二最高判、昭二六・二・二二最高判)とこれを肯定する見解(昭二九・九・二九東京地判、昭二九・五・三神戸地州本支判)が分れ、特に手形取引について肯定する若干の下級審がある(昭三三・五・三三大阪地判)。

更に保

險会社の支社長については、表見支配人に当たらないとするのが、従来の判例(判昭二八・三・三〇東京高判、昭二八・八・二七東京地判、昭三〇・五・一二大阪地判、昭三三・三・八東京地判)の支配的傾向であるが、支社長につきこれを認める若干の判例も存する(昭三〇・七・一五最高判、昭三一・一一・一四名古屋地判)。この点については、商法第四十二条は使用人に対し支配人類似の名称を附けた場合において、その相手方を保護せんとする趣旨に出た規定と解し得るのであるが、支社長代理の表現は支社長不在の時は当然にその任務を代行し得るとの期待を生ぜしむるに足るものであり、かりに支社長および支社長代理を準支配人と解しない場合においても、かかる営業上の裁判外の行為に関する第四十二条の適用あるものと解すべきである。ただ前述の如く本件における支社長を以て準支配人と解する場合には、本件における支店長代理は、認定事実によれば、「被控訴会社も支店長が其不在等差支ある場合は、次長係長に復代理をなさしめる権限を認めていること」からして、これを以て副支配人と同じく支配権を有するものに準ずべきであり(明四四・一一・一東京控判、大九・三・六札幌地小樺交判参照)、商法第四十二条につき論ずるまでもなく契約の成立を認め得ることとなる。かかる立論はあるいはかなりの批判も予想せられるが、商法四十二条の存在の故に支配人の観念を特に厳格に解すべきでなく、それとは別個に支配人自身の観念確定についても相手方保護を考慮する必要があるのではないかと考えるからである。ただ係長については、本件の場合、文面からはこれを区別しないが、被控訴会社の復代理をなさしめる権限を与えていたとしても、その真意は次長の場合とおのづから異っていたのではないかと考えられるが、この点の検討は留保する。

次に右の如く被控訴会社支店次長を支配人に準じ、さもなくも第四十二条にいわゆる表見支配人と解する場合においても本件の如き契約はその性質上特定の営業所に属するものとはいえないから、会社に対し効力を生じないとの見解も予想せられるが、本件契約の如くその客観的性質上特定の営業所に属しないものについてはその代理権による制限は存しないと解する見解が妥当であり、更にかかる契約が客観的に営業上の行為に属するか否かについては、前

述の如く代理権濫用につき悪意の場合とはもかく、原則として営業上の行為に属すると解すべきである(三・五・最高判)。
次に本件の場合に相手方が代理権濫用につき悪意であったか否かについては、認定事実からするも、積極的に悪意あるものと解するを得ず、むしろ取引通念上かなり慎重な態度を採用していることがうかがわれる、更にかかる場合にかりに過失を問題とするにしても、過失の有無は原則として契約締結の時を以て論ずべきであるが、むしろ積極的に無権代理の追認と同じく、後日入手した手形の印鑑照合によりその過失が補完せられると解すべきではなからうか。
取引社会の実態からして、本件の場合の如く控訴会社において代理権調査については比較的弱者の立場にある場合においては、前述の如く代理権濫用につき悪意の場合を除くのほか会社に対し効力を生ずると解することが取引社会の要求に合致するものと考えらる。

三 判旨は、既述の如く支店長はもちろん支店次長についても、これを表見支配人と解せず、もっぱら民法第一百十條に所謂表見代理に該当する点よりして、本件契約を有効と解する。これは商法第四二条は、「民法の表見代理の規定に対する特則として設けられたものであり、同条により保護をうけられない取引の相手方は、なお民法第一〇九条以下によって保護されるのであるから、これを広く解釈する必要はなく……」(前掲、昭二六・一一・一四横濱地小田原支判)とすると同一の見解であるが、然し商法第四二条は、民法の表見代理の規定に比し挙証責任等につき特に第三者の信頼を保護する趣旨の規定であり、そこにはおのづから企業取引の特性が考慮せられているのであるから、その事を以て商法第四二条をより限定的に解すべきではないと考える。ただかかる認定事実の下において、民法第一一〇条の規定による表見代理の認め得る点については判旨に賛成である。

(昭和三四・一一・一稿)